

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

鞆は、江戸時代の港湾施設がまとまって現存する国内唯一の港町であり、潮待ちの港として繁栄を極めた頃の豪商の屋敷や、小さな町家がひしめく町並みと人々の暮らしの中に近世港町の伝統文化が息づいており、日本遺産にも認定された歴史的価値を有するまちである。

県は、福山市のまちづくり事業を支援することを目的として、鞆を応援される国内外の多くの皆様からの寄附を募集することとし、平成 27 年度に専用ウェブサイトを作成した。これは、応援したい地域を選んで、思いを託す「ふるさと納税」の趣旨を活かして、鞆の浦を訪れ、この地域に親しみ、鞆の価値を未来へ引き継いでいく活動を応援したいと感じる人々に広く参加していただくため、寄附募集に係る情報発信を行うものである。

本業務は、上記施策の一環として、専用ウェブサイト（以下「専用サイト」という。）の運用及びサイト内の各種情報の追加・更新とデジタルマーケティングを行うとともに、本サイトが継続して正常稼働していくことを目的として、コンテンツ、ソフトウェア、ハードウェア等の管理を行うものとする。

また、リーフレットやダイレクトメール等の PR 資材を制作し、プロジェクトの周知を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 予算額

2,832 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格

ア 資格確認申請書【様式 1】提出期限

令和 7 年 4 月 30 日（水） 午後 5 時（必着）

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・ 会社概要説明書【様式 2】
- ・ 業務実績説明書【様式 3】
- ・ グループ構成書【様式 4】、委任状【様式 5】（グループ企業体で提案する場合）
- ・ 電子データの保存等に関する申出書【様式 8】

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）作成および提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 業務委託仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に対する質問書【様式7】提出期限

令和7年5月2日(金) 午後5時(必着)

提出方法は、電子メールによることとし、件名を「鞆寄附募集サイト更新等業務についての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 chitoshiken@pref.hiroshima.lg.jp

イ 上記の質問に対する回答日等

令和7年5月7日(水)に、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 費用の負担

質問書の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザルの参加希望者の負担とする。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和7年5月12日(月) 午後5時(必着)

イ 提案書提出場所

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

ウ 提出書類

「鞆寄附募集サイト更新等業務企画提案書作成要領」による書類

(4) 最優秀提案者の決定

ア 審査方法

提案書の内容を基に、鞆寄附募集サイト更新等業務公募型プロポーザル選定委員会が書面審査を行い、最も高い評価を得たものを最優秀提案者として決定する。

イ 結果通知日

令和7年5月15日(木)

(5) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課に対して、その理由説明を求めることができる。

ウ 説明を求める場合は、令和7年5月19日(月)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記ウに対する回答は、令和7年5月20日（火）までに電子メールにより行う。

(6) 提案書の取り下げについて

ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式6】を提出すること。

提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

- ・ 個人情報の保護に関する法律に基づき公開する場合
- ・ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(11) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(12) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 評価基準及び配点表
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- (7) 会社概要説明書【様式 2】
- (8) 業務実績書【様式 3】
- (9) グループ構成書【様式 4】
- (10) 委任状【様式 5】
- (11) 取り下げ願い書【様式 6】
- (12) 仕様書に対する質問書【様式 7】
- (13) 電子データの保存等に関する申出書【様式 8】

【問い合わせ先】

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課 河越
電話 082-513-2566（ダイヤルイン）